

木材利用ポイントを仕事確保に役立てよう

施工業者の認定申請の追加募集が始まります

木材利用ポイント とは

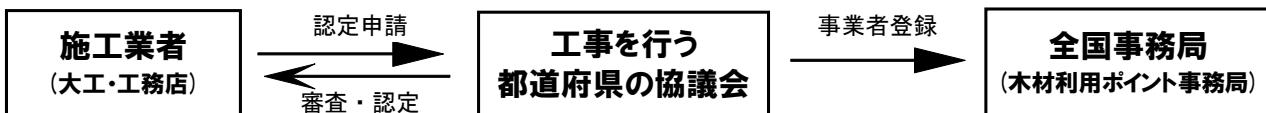
地域材を活用した「木造住宅の新築・増築又は購入」「住宅の床、内壁・外壁の木質化工事」「木材製品・木質ペレットストーブの購入」の際に、施主が木材利用ポイントを受け取れ、地域の農林水産品や全国商品券等と交換できる制度です。

「木造住宅の新築・増築及び購入」は30万ポイント（30万円分）、「住宅の床、内壁・外壁の木質化工事」は最大30万ポイントが受け取れ、地域の農林水産品や全国商品券との交換や別の木材を使った工事の代金にポイントを充てる即時交換も利用できます。

大工・工務店は期間内に認定申請しましょう

木材利用ポイントでは認定・登録を受けた施工業者が行う工事について、施主がポイントを受け取ることができます。施工業者が認定・登録をしていないと木材利用ポイントをもらえると思っている施主とのトラブルや仕事を逃す可能性もあります。

大工・工務店は木材利用ポイントの対象工事を行う都道府県の協議会に認定申請をしましょう。



【認定申請の追加募集の申請期間】

2013年7月8日（月）～2013年7月31日（水）必着

【認定申請の申請先】

工事を行う都道府県の協議会への郵送（複数の都道府県で工事を行う場合は各都道府県の協議会に申請）
※都道府県協議会の郵送先は、下記の事務局ホームページにてご確認ください。

【認定申請に必要な書類】

- ①認定申請書（※事務局ホームページより該当する都道府県の申請書をダウンロードして使用）
- ②申請者確認書類〔個人事業主〕運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、日本国パスポート、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、のいずれかの写し（※氏名・生年月日がはっきりわかること）
〔法人〕現在事項証明書又は履歴事項証明書の写し（3ヵ月以内のもの）
- ③建設業等に関する書類（建設業許可証明書（通知書）、宅地建物取引業者免許証、その他、のいずれかの写し）
※「その他」の場合は、下記の『Aのうちいずれか1つ』と『Bのうちいずれか1つ』の2つの書類を提出。（Aのみ又はBのみの2種類は不可）
A：新築木造住宅の建築工事請負契約書の写し（1年内のもの）、
内装・外装木質化工事請負契約書の写し（1年内のもの）、
所得税の確定申告書B控の写し（1年内のもの）
B：労災保険加入証明書、建設国保の保険証の写し

詳細は、木材利用ポイント事務局にお問い合わせ（TEL 0570-666-799）いただきか、木材利用ポイント事務局のホームページ（<http://mokuzai-points.jp/>）をご確認ください。

新築と内装・外装の木質化で 最大60万ポイント

ポイントは即時交換にも利用できる

新築で内装・外装の木質化工事を行った場合、最大で60万ポイント（60万円分）を受けることができます。ポイントは地域の農林水産品や全国商品券の他、木材利用ポイントの対象工事以外の木材を使用した工事（木製サッシ、木製扉、木製手すり、ウッドデッキなどの取付けや設置）の代金に充当できる『即時交換』にも利用できます。

即時交換により施主は手持ち資金が少なくて済み、木材を使用した追加工事も併せて行うことができます。即時交換を利用して仕事確保につなげましょう。

注) 全国商品券・プリペイドカード（事務局が別に定める、おこめ券・肉券、すし券等の食品・食事券を除く）への交換、即時交換を行う場合は、木材利用ポイントの50%まで利用可。

◎木造住宅の新築、増築又は購入

【ポイント数】1棟30万ポイント(特定被災区域の住宅で全壊等と認定された場合等は50万ポイント)

【対象期間】2013年4月1日～2014年3月31日に工事に着手したもの

※工事請負契約を締結した時点の他、根切り工事又は基礎杭打ち工事に着手した時点も含む

【対象工法】

- ・スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ又はアスナロを主要構造材等として過半使用する木造軸組工法
- ・スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する丸太組構法
- ・スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する枠組壁工法

【使用する建材】登録木材供給業者が供給する、①②を満たす対象地域材を使用するもの

- ①ア～ウのいずれかの産地等が証明される木材
ア 都道府県等により産地が証明されるもの
イ 民間の第三者機関により認証された森林から産出されるもの
ウ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づき合法性が証明されるもの
②樹種(スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ及びアスナロ)

主要構造材等に使用する対象地域材の量

延べ床面積	主要構造材・間柱(並びに基準を満たす構造用合板及び木杭)に使用する対象地域材の量
80m ² 未満	4m ³ 以上
80m ² 以上 95m ² 未満	5m ³ 以上
95m ² 以上 110m ² 未満	6m ³ 以上
110m ² 以上 125m ² 未満	7m ³ 以上
125m ² 以上	8m ³ 以上

◎内装・外装の木質化工事

【ポイント数】

最大30万ポイント(床、内壁、外壁の合計)

※床・内壁は1棟当たりの面積がそれぞれ9m²以上、外壁は1棟当たりの面積が10m²以上のものについて、右の区分でポイントを付与

【対象期間】

2013年4月1日～2014年3月31日に工事に着手するもの(工事請負契約を締結した時点)

床	新築	9m ² 2.1万ポイント 以降3m ² 増えるごとに7千ポイントを加算
	リフォーム	9m ² 3万ポイント 以降3m ² 増えるごとに1万ポイントを加算
内壁	新築	9m ² 1.5万ポイント 以降3m ² 増えるごとに5千ポイントを加算
	リフォーム	9m ² 2.1万ポイント 以降3m ² 増えるごとに7千ポイントを加算
外壁	木質系外壁材	10m ² 1.5万ポイント 以降10m ² 増えるごとに1.5万ポイントを加算
	新規外壁材	10m ² 7千ポイント 以降10m ² 増えるごとに7千ポイントを加算

【使用する建材】

登録木材供給業者が供給する対象地域材を使用した建築材料であって、登録建築材料または対象地域材の天然木の板類を使用するもの